

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008門第49号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成20年10月7日 06時30分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市門司区白野江地先の部埼から南東2.5海里付近 （概位 北緯33°56.0′ 東経131°03.9′）	
事故等調査の経過	平成20年11月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 <sup>さいりゅう</sup>載龍、199トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 132946、芙蓉海運株式会社 ディーゼル1基（551kW）</p>	
乗組員等に関する情報	機関長、四級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	逆転機のクラッチ板が焼損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、空船で、山口県山陽小野田市小野田港で鋼材を積載するため、関門港田野浦区を発した。</p> <p>本船は、平成20年10月7日06時30分ごろ、前記発生場所を航行中、機関長が機関室内の点検を行っていたところ、減速機付近から白い煙が上がっているのを認めたため、主機を停止して錨泊した。</p> <p>本船は、えい航されて小野田港に入港したのち、機関整備業者が点検を行った結果、主機の逆転機用潤滑油冷却器（以下、単に「逆転機用潤滑油冷却器」という。）の冷却管が珊瑚状の貝殻で閉塞し、前記損傷が生じていることが判明した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>逆転機用潤滑油冷却器の冷却管が貝殻で完全に閉塞されていたことから、逆転機は、逆転機用冷却器の冷却海水が途絶したため、潤滑油の粘度が温度上昇によって低下し、クラッチ板の潤滑及び冷却が阻害されたことにより、同板が焼き付いたものと考えられる。</p> <p>機関長が、破損していた逆転機用潤滑油冷却器の海水出口側温度計を交換して温度計測を行っていたら、本インシデントは防止できていたものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が白野江地先の部埼沖を航行中、逆転機用潤滑油冷却器の冷却管が貝殻で閉塞して冷却海水が途絶したため、潤滑油の粘度が温度上昇によって低下し、クラッチ板の潤滑及び冷却が阻害され、同板が焼き付いたことにより発生したものと考えられる。	

